

社会福祉法人白石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白石市社会福祉協議会が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した居宅サービス計画を作成するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一 名称 社会福祉法人白石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

二 所在地 白石市福岡蔵本字茶園62-1(白石市総合福祉センター内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 4名

三 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日まで、但し、土・日曜日、祝日、年末年始を除く日とする。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を利用した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はなしとする。

一 居宅支援サービス計画の作成

2 事業所の介護支援専門員は、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、当該要介護者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供に努めるものとする。

3 前項の居宅サービス計画作成にあたっては、事業所内の相談コーナー等で利用者の相談を受けた上で、利用者の状況により、課題分析を行い、原案を作成するものとする。

また、事業所内会議等においてサービス担当者会議を開催して内容の検討を行うほか居宅サービス計画作成後は、利用者の状況等に随時居宅を訪問することにより計画の検証、利用者の状況把握に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第7条 居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(通常の事業のサービス地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、白石市の区域とする。

(虐待防止等に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずる

ものとする。

- 一 虐待防止の委員会を開催し、虐待防止責任者を置く
 - 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 四 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。
(身体拘束に関する事項)
- 第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
(業務継続計画に関する事項)
- 第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
(その他運営についての留意事項)
- 第12条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため・従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人白石市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。